**令和２年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会　議事録**

日時：令和３年３月１９日（金） 午後２時から午後３時３０分まで

場所：大阪府社会福祉会館　３０１会議室

出席委員：

大﨑　年史 社会福祉法人四幸舎和会

障がい者支援施設くりのみ園　統括施設長

尾谷　浩 千早赤阪村　健康福祉課長

叶井　泰幸 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

狩俣　政美 門真市　保健福祉部　障がい福祉課長

黒木　剛 大阪府警察本部　生活安全部　生活安全総務課

人身安全対策室　人身安全情報担当課長補佐

小山　操子 弁護士

◎津田　耕一 学校法人玉手山学園　関西福祉科学大学　教授

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会　会長

原田　徹 社会福祉士

東野　弓子 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　理事

松吉　大助 大阪労働局　雇用環境・均等部　指導課　統括労働紛争調整官

山本　美世子 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会　理事

◎ 部会長

○事務局　それでは、皆さまお揃いですので、ただ今から、「大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を開催いたします。

　委員の皆さまにおかれましては、業務ご多忙のなかご出席いただきありがとうございます。

　まず、事務局の紹介をさせていただきます。

　障がい福祉企画課課長です。

　障がい福祉企画課課長補佐です。

　生活基盤推進課総括補佐です。

　その他、関係職員が出席しております。

　なお、配席図につきまして、事務局の配席を一部変更しておりますことをご報告いたします。

　それでは、議会の開催に先立ち、事務局を代表して障がい福祉企画課長よりごあいさつ申し上げます。

○事務局　あらためまして、大阪府の障がい福祉企画課長でございます。

　本日は、大変年度末の差し迫った中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、皆さま方には、各方面で虐待防止の関係でご尽力いただき、あらためて御礼申し上げます。

　さて、障害者虐待防止法が平成２４年１０月から施行ということで、数えますと８年が経ったということで、だいぶ市町村では、関係機関等との取組みというのも一定定着してきたのかと思っております。

　ただ、全国的に見ますと、虐待の通報件数と認定件数というのは、やはり大阪府が１番ということです。これは、ひるがえって言うと、ここにおられる皆さま方のご尽力もあり、そういう意識が行き届いて通報がしやすい環境にあるのかと。それが、実際他府県では、「虐待かな」と思われるところもこまめに見て、「あ、虐待だな」と。

　こうしたところで取組みが進んでいると受けとめることもできるのですが、ただ、やはり数としては多いということですので、そこは手を抜くのではなく、しっかりと虐待の芽は摘んでいく、虐待が起こったときに、必ず２回目はないと、再発防止をしっかり講じると、こういうところに力点を置いて進めていくのかと思っております。

　この会議なのですが、障害者虐待防止法のなかでも、「関係機関との連携体制を強化せよ」ということで、そうした位置付けで設けている会議という性質もございます。

　本日は、後ほど大阪府の取組みというのもご紹介いたしますが、それぞれに対してのご意見や、各関係機関の方々の取組みなども教えていただき、有意義な意見交換と、大阪府の虐待防止の施策の推進について、しっかりと方向性を見いだしていければと思っておりますので、本日は、大変お忙しいところですが忌憚のない意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○事務局　本日は、１２名の委員にご出席いただいています。本部会運営要綱の第５条第２項の規定により、出席委員が過半数に達しており、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

　なお、本日は、「議題（１）大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」に関してご報告いただく、寝屋川市にお越しいただいています。

　なお、本部会の新型コロナウイルス感染拡大防止対策としては、開催案内とともに送付した、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応」に基づき対応を行います。

　それでは、障がい者虐待防止推進部会運営要綱に基づき本部会を運営していきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

　なお、本部会については、会議の趣旨を踏まえ、会議の公開に関する指針の趣旨に基づき公開で実施することといたします。本日は、傍聴の方がいらっしゃいますので、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、委員の皆さまでプライバシーに関わるご発言をされる場合には、事前に事務局へお申し出くださいますようお願いいたします。

　また、本部会については、時間を１時間３０分とし、各議題の終了時間をあらかじめお伝えさせていただきます。

　「議題（１）大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」のうち、大阪府の取組みまでについては、委員からの意見等を含めて１５分、１４時２０分までとします。

　「議題（１）大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」のうち、市町村の取組みについては、市町村からの報告及び委員の意見等を含めて４０分、１５時までとします。

　「議題（２）各関係機関の取組み状況等について」は３０分、１５時３０分までとし、それ以降の延長は行わないことをご報告いたします。

　大阪府障がい者自立支援協議会においては、同協議会規則の規定により、部会長は同協議会会長が指名することとなっています。指名に基づき、引き続き委員に部会長にご就任いただきますので、委員の皆さまにおかれましては、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

　ここからの進行は、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○部会長　それでは、どうぞよろしくお願いいたします。当部会運営要綱の規定に基づき、「部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する」となっております。代理につきましては、委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（委員より異議なしの声）

○部会長　では、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、限られた時間で進めてまいりたいと思います。「議題（１）」が終了後、少し換気の意味も込めまして５分ほど休憩を取っていきたいと思いますので、どうぞ皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。

　では、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。本部会は、障害者虐待防止法第３９条に基づき、関係機関との連携協力体制を整備するために設置されています。また、本日の部会でいただいたご意見等につきましては、各機関における活動や施策の推進などに活用いただきたいと思っております。

　まず、「議題（１）大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　障がい福祉企画課です。ご説明させていただきます。

　まず、当部会における大阪府の障がい者虐待防止の取組み状況の報告については、大阪府の施策に活かせるよう、委員の皆さまから忌憚のない意見を頂戴すべく、例年最新の公表データをもとにしたご報告をさせていただき、その後、ご議論いただいたという状況でありますが、今年度は、未だ全国版の公表がされていないということがあり、大阪府のデータについても、この公表後速やかに委員の皆さま方には情報提供させていただくこととして、当部会では、昨年度の部会資料と公表資料である参考１と参考２を本日はご提供しています。

　それでは、資料１－１をご覧ください。今回の部会は、コロナ禍での限られた時間での開催となることから、事前に委員の皆さまとこの資料については共有させていただいています。概要のみご説明いたします。

　まず、１枚目と２枚目のスライドには、令和２年度の大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組みについてまとめており、大項目として、「１．市町村の虐待対応力の向上」、「２．障がい福祉サービス事業所の虐待防止」、「３．関係機関との連携」と、大きく３つの項目に分けています。各事業についてはスライド３以下で説明いたします。

　まずは、障がい者虐待防止・権利擁護研修の令和２年度における新たな取組みの概要です。例年、より充実した内容の研修実施に向け改善に努めており、令和２年度の事業所向け研修では、通常の集合形式からオンライン形式に変更して実施し、YouTube動画の配信や、理解度チェックのe-ラーニングを活用し、繰り返し視聴し学んでいただくことができる研修資料を提供しました。結果として、受講者の増加にもつながりました。

　スライド４です。市町村向け障がい者虐待防止・権利擁護研修の実績となります。令和２年度の市町村向け基礎研修では、コロナ禍の影響で５月に書面開催としました。市町村へ資料送付をしています。初任者の方を対象に、講義の部分として基本的な理解を深めてもらい、演習では虐待通報の入った想定の個人ワークを行ってきました。

　現任研修については、研修プログラム及び日程を一部変更し、特に対象者の職階にこだわらず、管理職及び現任者向けの研修として９月に実施しました。内容としては、国研修の内容等を参考に、幅広く虐待対応力の向上を目指して実施しています。

　スライド５です。事業所向け研修の実績です。先ほどスライド３でも触れましたので、説明は省略します。

　スライド６です。研修に関する今後に向けた検討についてまとめています。課題として、国研修のプログラムや受講者アンケート等によるニーズを反映させて、テーマや内容等の見直しが必要と考えています。

　また、障がい福祉サービス事業所等においては、運営基準改訂に伴い、虐待防止研修の実施が義務化の方向となっています。大阪府主催の研修についてもニーズの増大が想定されています。それらを踏まえ、令和３年度は、新たな研修テーマとして、アンガーマネジメントと職員に向けたメンタルヘルスの取組みを事業所向け研修に導入します。

　また、研修の実施形式については、動画配信やビデオ提供等、可能な限りを検討し、受講環境の整備に努めていくほか、事業所内での自主的な研修実施の促進を目標として、それを補助するツールの作成を検討していきます。

　スライド７です。障がい者虐待対応市町村検討会では、府内の各圏域から１市ずつ参画いただき、障がい者虐待の対応に関する意見交換などを行う場としていました。平成３０年度から３カ年かけて、障がい者虐待に関わる市町村職員等が、自主的に研修を実施してもらえるように研修テキストを作成してきました。平成３０年度は養護者による虐待、令和元年度は施設従事者等による虐待、そして、今年度は使用者による虐待の対応をテーマとして研修テキストを作成したところです。今年度は、アドバイザーとして大阪労働局に参画いただきました。完成した研修テキストは各市町村へ送付しています。

　スライド８です。施設従事者による虐待の対応についてのスライドです。実務フローについてですが、市町村虐待防止センターは、虐待と判断した事案を指定権者へ報告します。その後、報告を受けた指定権者が、実地指導等により調査のうえ、状況に応じて行政処分を行う等、適切に権限行使することになります。全ての虐待事案が行政処分の対象となるのではなく、総合的に判断し、処分の要否を決定します。

　スライドにはありませんが、平成３０年度の調査結果より、施設従事者等虐待６１件のうち、行政処分の件数は６件で、指定取消が１件、指定の効力停止が５件となりました。処分理由については、虐待に伴う人格尊重義務違反のほか、虐待との関連性が低い不正請求を理由とした処分もありました。

　次にその下の表をご覧ください。施設従事者等による虐待の件数が多い３都府県及び全国の状況について、全事業所数及び３都府県それぞれの事業所数に占める虐待件数から虐待の発生率を算出しています。

　また、全事業所数のうちで府内での虐待件数が多い３サービス（生活介護、共同生活援助（グループホーム）、放課後等デイサービス）の事業所数も記載しています。発生率を見ると、大阪府が突出しているとは言いにくい結果です。

　また、当部会での意見を受けて、平成３０年度より、大阪府においても虐待の発生要因を公表していますが、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が６５％を占めており、次いで「倫理観や理念の欠如」が４１％、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が３２％という結果でした。

　スライド９です。使用者虐待の対応スキームについて、厚生労働省のものと大阪方式についてお示ししています。大阪方式では、市町村、大阪府、大阪労働局がよりスムーズな対応を行うために適宜連携し、事実確認や調査等を合同で行い、そのうえで大阪労働局において、関係法令に基づく指導等が行われるようにしています。このような対応のために、大阪労働局と大阪府においては、定期的な実務者会議を行っています。

　スライド１０です。最後に、各市町村の第６期市町村障がい福祉計画を踏まえた大阪府における市町村への後方支援、権利擁護センターとしての本来業務である市町村への後方支援に関して、市町村における虐待防止ネットワークの構築・活用と、虐待対応力の向上への支援というものを課題認識しています。

　まず、虐待防止ネットワークの活用についてです。このネットワークの大阪府の事例として、先ほど課長が述べましたように当部会があり、その開催状況は市町村へも周知しているところです。ほかにも府内市町村における好事例などを他の市町村に紹介したり、また、自立支援協議会や障害者差別解消法における支援地域協議会など、既存の組織を活用することもあわせて働き掛けるなど、各市町村におけるネットワーク整備の支援を図りたいと考えています。

　また、大阪府では、虐待事案をより早い段階で発見し、虐待対応につなげるという意識を持って、大阪府の障がい者自立相談支援センター等の関係機関との情報共有や協働を行っています。

　市町村向け研修などにおいて、それらの取組みについても発信し、虐待事案の拾い上げやキャッチ力向上を意識することの必要性を伝え、虐待対応力の全体的な底上げを図る取組みを進めていきます。以上、資料１－１の説明とさせていただきます。

○部会長　ありがとうございました。それでは、委員の皆さまには、事前にご説明申し上げて、質問・意見等を確認いただいて、回答もしていただいているということなのですが、この場で何か特にということがございましたらご発言いただいてもと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

　それでは、続きまして、「議題（１）大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組みについて」のうち、市町村の取組みについて、寝屋川市からご説明をお願いいたします。

○寝屋川市　ただ今ご紹介いただきました大阪府寝屋川市福祉部障害福祉課です。本日はよろしくお願いいたします。

　今回、大阪府より事案の提供のお話がありお受けしたところですが、事前説明のなかで、皆さんは、寝屋川市で起きた女性監禁致死事件について今回取り上げられることは既にお聞きしておられると思います。この事案については、全国的にも大きく取り上げられて、さらにその内容もかなり衝撃的な内容であったと認識しており、おそらく皆さま、知らなかった方はおられないのかと思っております。

　「障がい者虐待」という言葉に対して、最初にこの事案を思い出す方も多数おられると思うぐらい、非常にショッキングな内容であったというようにも思っております。

　本日の説明については、当時の事件の詳細であったり、市としてのそのときの対応というよりも、その事件を受けて、市としてどのように動いていったのかという、「その後の取組みについて」を中心にご説明させていただけたらと思いますのでご了承ください。

　それでは、まず、簡単に寝屋川市の紹介からさせていただきます。資料を見てください。寝屋川市は、人口２３万４６８人で、１１万９３６世帯であり、平成３１年４月に中核市に移行しております。北河内エリアの１市であり、近隣市では、枚方市、守口市、大東市、交野市、四條畷市、また、本日お越しの門真市など、合わせて７市で北河内エリアとされています。

　大阪府のなかで、地図の右上のほうにありまして、その隣にロゴマークがあるのですが、これは、簡単にPRなのですが、「ワガヤネヤガワ」と言って、地域の大学生と協働実施して、ちょうど回文になっていまして、好評ということですので、少しだけご紹介させていただきます。

　ページをめくっていただき、寝屋川市の障がい者の状況について掲載しています。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の人数を等級別に表しています。身体障がい者は、１～５級までの全体で９，１３９人おられます。知的障がい者は、Ａが１，１３２人、Ｂ１が５０８人、Ｂ２が１，０３２人と合計で２，６７２人となっています。精神障がい者は、１級が１５８人、２級が１，５０１人、３級が７２６人と合計で２，３８５人となっています。合計で１万４，１９６人となっています。この人数のなかに、それぞれ重複の方も含まれています。

　続きまして、寝屋川市の虐待防止センターについてご説明いたします。平成２５年１０月に設置され、構成員は６人です。障害福祉課の一つの班として動いており、管理職を含めてこの人数となっています。同センターのメンバーについては、基幹相談支援センターも兼ねて直営で実施しています。虐待防止センター機能のうち、一部事務委託もしており、初動対応で、これは事案が発生したときに第三者機関を含めて、虐待の判断や今後の動きなどについて、コアメンバー会議や、対応方針会議に参画していただいています。

　また、市内の委託相談支援事業所に、障がい者虐待事案としての緊急対応終了後の虐待者・被虐待者双方の生活の建て直しのための支援や、通報・相談があった家庭において、虐待を防ぐための継続した見守り等の支援について、家庭訪問個別支援事業を市内の委託相談支援事業所にあわせて委託しています。

　ほかにも、障がい者虐待により、被虐待者の生命又は身体に重大な危機が生じている恐れがあると認められるものを、緊急に保護するための居室確保事業であったり、虐待対応に専門的な知識を要する場合には、社会福祉士会、弁護士会から、それぞれ弁護士や社会福祉士を派遣いただきご助言をいただいているところです。

　それでは、次に寝屋川市内の障がい者虐待の実績についてお話しします。これは、令和元年度（昨年度）の実績です。まず、通報が、養護者虐待が５４件、施設従事者等虐待が８件、使用者虐待が１件で合計６３件となっております。そのうち虐待認定をしているのが、養護者虐待が７件、施設従事者等虐待が３件、使用者虐待が０件の合計１０件、そのうち一時保護を要した件数が、養護者虐待が６件、施設従事者等虐待が１件で合計７件となっております。

　障がい者の方の内訳ですが、通報でいうと、身体障がい者が６名、知的障がい者が１８名、精神障がい者が３４名、その他障がい者手帳をお持ちでない方も合わせて６３名で、そのうち虐待認定されているのが、身体障がい者が１名、知的障がい者が９名で合わせて１０名となっております。

　通報に関しては、警察からの通報が６～７割ぐらいで、そのほかは支援者であったり、本人からの相談ということが多いです。

　ここには載っていないのですが、今年度の傾向としては、新型コロナウイルスの影響により、当初は虐待件数については増加するのではないかと思っていたのですが、現時点では、３月１日現在では、昨年度より１０件ほど少ないという結果になっており、とても意外だと感じております。この傾向については、本市だけのものなのかがちょっとわからないのですが、紹介だけさせていただけたらと思いました。

　それでは、続きまして寝屋川市で発生した今回の監禁致死事件についてお話しいたします。このスライドは、２０１８年２月１９日の福祉新聞から抜粋しており、そのなかから個人情報等を抜いたものとしております。

　「２０１７年１２月２３日、寝屋川市の女性（３３）の死体遺棄容疑で父親（５３）、母親（５３）の両容疑者が逮捕された。死因は低栄養などによる凍死。同１８日に動かなくなった被害者に気付いた二人が２３日府警に自首した。二人は、「長女には精神疾患があり、１６か１７歳から自宅の一室で療養していた。室内に２畳ほどのトイレ付きプレハブ小屋を設け、二重扉で施錠し、タンクからチューブを延ばし水分を取らせるなどしていた」などと供述。遺体発見時、被害者は衣服をつけず、身長１４５センチ、体重は１９キロだった。大阪地検は１月２４日、二人を監禁（約１１年）と保護責任者遺棄致死の罪で起訴した。（福祉新聞抜粋）」となっています。

　この件ですが、今、話をお聞きしても非常に悲しい事件であったと思っています。当時、寝屋川市でも話になったのが、「どこかで気づけることができなかったのか」というところは、とても大きな話となりました。

　次のページです。「行政でこの事案について把握できなかったのか」というところなのですが、これに関して結局、できなかったのですが、報告させていただきます。

　まず、この家庭については他市からの転入世帯でした。当時、自治体間でどのような引き継ぎ等がなされていたのかというところは記録に残っておらず、教育機関の教員の記憶とか、そういうところしかなかったので、検証そのものができなかったとお聞きしております。

　現在では、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が設置されており、各機関で個別ケースの情報共有という仕組みがありますが、本市に要対協が設置されたのが平成１８年であり、当時でいうと本人も２２～２３歳となっており、そこのケースとしても上がってくることもありませんでした。

　障害福祉課ではどうだったのかというと、まず、本人は障がい者手帳を持っていなかった。そして、福祉サービス・自立支援医療の利用もなかった。ということで、障害福祉課に申請手続きに来るものも何一つ経過がなくて、担当者の把握は非常に難しかったと思っております。

　後になって障がい年金を受給していたということがわかったのですが、年金を受給しているかどうかというところで、今、この状況にあったということは、なかなか判断することも難しく、当時はキャッチアップできなかったとなってしまいました。

　この事件の場所も、本当に皆さんがよく利用する道路、本当によく使われる道路の一角であったので、本当に皆さん非常にショッキングであったと思っております。

　今回の事案を受けて、今回、市の取組みを２つご紹介させていただきます。

　まず、一つ目は、「キャッチ！SOS」というものです。こちらは、市職員が、家庭訪問や各種調査など通常業務を行うなかで、世帯や家屋に対して違和感や異変を感じた場合に、危機管理室という所管があるのですが、そこに連絡して、同課から市関係各課への確認を行うとともに、状況に応じて警察などへ通報するというものです。

　まず、市職員が日常業務等で違和感や異変をキャッチするというものが一段階目で、例えば、ごみの収集日であったり、おうちを訪問される方が、新聞・郵便物がたまっていないか、ごみは処理できているか、洗濯物がずっと同じものが干されていないか、そういうことです。

　ほかには、通常業務でいうと、例えば、障害福祉課でいうと、重度障がい者でサービスを使われていない方をピックアップして、個人情報を伏せたうえで、危機管理室に情報提供等をしているという流れになっております。

　次に、危機管理室への通報というところになります。庁内各課の情報を危機管理室で集約して、情報の内容の精度向上を目指すというところです。

　次に危機管理室で情報の内容を確認します。当該世帯の情報を市担当課へ確認します。やはり個人情報の関係等もありますので、実際にそのおうちに行って事実確認等をするのは、危機管理部門ではなくて、各所管課となっていました。そこで何か問題があったときには、緊急対応が必要な場合は警察や消防に通報し、緊急性が低い場合は担当課と情報共有し、担当課は関係機関同士で連携をするというものです。

　それで、適切な行政サービス等の実施ということで、最後に必要な場合は、適切な行政サービス等を実施して、本人の安全見守りを行うというものになっております。

　課税のためなどの家屋調査業務や税金などの訪問調査業務、国民健康保険、介護保険、障がい福祉サービス等の利用がない方などが調査対象となっていましたが、令和元年度では、警察等への通報については実績はないとお聞きしております。

　実際に平成２９年度から始まっているのですが、警察の通報につながったケースというところまではないとお聞きしていますが、職員一人ひとりの通常業務のなかでの危機事象におけるアンテナを張り、意識を高く持ったうえで行動するというところについては成果だったかと考えております。

　なお、平成２９年に始まったこの取組みなのですが、現在、機構改革があり、危機管理部監察課という所属に機構改革されているのですが、「キャッチ！SOS」というこの仕組みというよりは、危機的事象があれば、個別に監察課のほうに通報して対応していくという流れに今現在では変わっております。

　続きまして、「地域生活支援調整会議」というものをご紹介いたします。始まる前にお渡しした追加資料のＡ４横のものになりますので、こちらのほうもご紹介いたします。

　これは、寝屋川市の障害福祉課で所管する自立支援協議会が寝屋川市にもありまして、そのなかの専門会議として年１回実施するものです。本市の自立支援協議会は、相談支援・権利擁護部会と、障害児部会、就労支援部会、精神障害者部会、地域活動支援部会の５つがありまして、そのなかの相談支援・権利擁護部会のなかに位置づけられております。自立支援協議会各部会の参加者が参加されており、それに加えて、医療機関、委託相談支援事業所、事業所連絡会、就業・生活支援センター、子ども家庭センター、児童発達支援センター、社会福祉協議会、保健所、支援学校、教育委員会、子育て支援課、市内大学の教授、障害福祉課等全て含めて２０機関の２３名で構成されています。

　テーマは、「すき間のない支援のために何ができるのか」ということです。今回の監禁事件で、支援の切れ目のなかで、どこかが気づけていれば回避できたのではないかということで、自立支援協議会で一度協議しようということで協議したものです。

　配布した資料をご覧ください。横に出生から６５歳以上までということで年齢の枠がありまして、縦の列で各機関の名前が載っています。

　その矢印のところが、それぞれその機関が関わっている年代であり、それぞれの吹き出しのなかで、それぞれの情報が載っている形になっています。

　それで、地域生活支援調整会議をさせていただいて思ったのが、やはり皆さん専門の方がほとんどなので、その矢印のなかのところでいうと、本当にすごい知識をお持ちで、バリバリ動いておられるのですが、ちょっと自分のエリアを外れると、実際何がどのように関わっているのかとか、支援の切れ目はここまでなのだとかというのが、非常に弱い部分でもあったと感じていまして、図にすることで見えてくることが参考になったと思っております。

　この資料なのですが、同じく相談支援・権利擁護部会のなかに、「引きこもりサブワーキング」というものもありまして、同じように地域の市民の方も参加できる「引きこもり支援セミナー」というものもこのサブワーキングで実施しているのですが、そこの資料等にさせていただき、非常に有効活用できたところだと思っております。

　最後のスライドになりますが、障がい者虐待については、さまざまな障がい者の方やその親の方、家庭の歴史であったり、支援スタッフの能力や、それぞれ関わっていく人同士の相性であり、労働先での人間関係等、本当に多くの要因から発生するものと思っております。「この仕組みをつくったら絶対に虐待は発生しない」というものは、やはりなかなか作ることは難しいかと思うのですが、発生しにくくするために、早く気づけるためにということで、工夫できることやネットワークの構築そのものは可能であって、それは今後も必ずしていくべきことだと考えております。

　「何々のせいで発生したということではなくて、なぜそれが発生してしまったのか、原因はいったい何だったのか」であったり、「誰々が気づいていればではなく、どうすれば誰かがキャッチすることができたのか」という意見をはじめ、「あそこの機関が動くべきだったのではないかということではなくて、気付いた機関が支援するために何ができたのか、どこと協力できたのか」を考えていくべきだったと、今後もそうしていくべきだと思っております。

　そのために、どの機関がどのようなことをしているのか、状況の共有できる仕組み、助け合えるネットワークを構築して、それぞれが支えることができれば、今後、虐待事案について重度化を防止することができるのではないかと考えています。

　今回、皆さまに本市の取組みを、本当に簡単ではありますがご紹介しましたが、「今後、障がい者虐待の発生が１件でもなくなれば」という思いでお話させていただきました。本日の説明や、当時の市の取組み等、ご意見等もあるかもしれないのですが、今後、重篤な障がい者虐待の発生の防止に向けて何が必要なのか等、活発に議論できるためにお役に立てればと思う次第です。説明は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございました。それでは、今、寝屋川市のほうから取組みについてのご紹介をいただきました。最後にお話しされていましたように、今回のこの件について、当事者の対応を問いただすということではなくて、この虐待を少しでも減らしていくためにということで、寝屋川市の事例をもとに、それぞれのお立場から、より建設的なご意見とか、あるいはこうした連携ができるのではないかというようなところを、それぞれのお立場で、「こんなことがあるよ、こんなことができるよ」というようなことで、アドバイスも含めてご意見をいただきながら意見交換ができればと思っておりますので、それぞれの委員の皆さま、どうぞ自由にそのお立場からご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。では、委員。

○委員　平成２８年でしたか、社会福祉法が一部改正されて、社会福祉法人は公益的な取組みを行うということが責務になっています。

　それで、私どもの法人は本当に小さい法人なのですが、重い障がいを持つ方の支援をするだけではなくて、できるだけ地域に理解されるためにはどうしたらいいのかということを考えて、やはり我々が地域へ出て行って、地域に貢献しようということを目的に、大阪府の社協の生活困窮レスキュー事業であるとか、地域の市町村の社協の地域コミュニティソーシャルワーカーの事業を委託するなどして、年に数件活動させていただき、いろいろ支援させていただいています。

　それで、我々がいる事業所は能勢町なのですが、他法人がこういう活動に、取組みに積極的に取組んでいただいて広がっているところです。

　それで、寝屋川市は社会福祉法人がたくさんあると思うのですが、社会福祉法人ともう少し連携されるというか、話し合いの場を持つとかというようなことをしたらいいと思うのが１つ。

　障がい者自立支援協議会、今、私は能勢町の座長をやっているのですが、やはりケースが上がってこないと対応できないです。だから、ケースが上がってくるためには、社会福祉法人とのそういう公益的な取組みから得られる情報とかが、有機的にどのようにつなげていくのかというのはこれからの問題だと思うので、そういうことをやっていければ、このような重篤な虐待事案はなくなるというように考えています。ちょっと私見的な意見ですが、すみません。

○部会長　ありがとうございました。いかがでしょうか。限られた時間ですので、それぞれご発言いただければと思うのですが、では、委員。

○委員　すみません。これは１１年間にわたってということなのですが、全庁的に虐待の発見を、みんなで見ていくというような取組みということでされているということなのですけれども、門真市でもこういう事例があったときにはどうしていったらいいのかというところがあるのでお聞きしたいと思います。

　例えば、家屋の場合、固定資産の場合とかでしたら、３年に１回評価替えがありまして、そのときに家屋調査ということで、職員が全体的に回ったりするというのがあるかと思うのです。そういう税、固定資産税部門とか、そういう税部門と連携することで、こういう１１年にわたるというのは、もしかしたら、３年周期でやれば３回は最低行っている感じで、どこかで発見できたのかなという気もしまして、そういう固定資産とかそういう部分での連携というのは何か取られているのかと。そういうので効果があって何か検討されたのかというのを聞かせていただいて、ぜひ門真市でも参考にさせていただけたらと思いまして。

○寝屋川市　おっしゃっていただいたとおり、固定資産のところも一緒に連携して、「キャッチ！SOS」の一つの機関として取ってきたところではあります。今現在、そこの連携のところが、「個別事案に対して監察課のほうに」と、今、変わってしまっているのですが、そのときの頃から、何か事象があればすぐに通報するという仕組みについては、一定定着してきているのかと思いますので、ご意見をいただきましたとおり、固定資産のところも、うちでは「キャッチ！SOS」に載っていたところです。

○委員　ありがとうございました。

○部会長　では、同じく自治体ということで、千早赤阪村の方で何か取組みをされているとか、何かございましたらご紹介いただけませんか。

○委員　千早赤阪村です。寝屋川市のこの事件というのは、私もよく記憶に残っている部分でもありまして、また、いろいろ考えさせられるといいますか、そういう事象でした。

　それで、寝屋川市も、この件に関しては非常にご苦労なさって、その後のフォローや、いろいろな取組みも当然されて、改善もされていらっしゃるかと思うのですが、やはり長期間にわたってこうした事象が発見できなかったというのは、本当に残念だというところではあります。

　私どもの千早赤阪村というところは、人口も５，０００人程度で、そろそろ５，０００人を切りそうな勢いで、どんどん過疎化が進んでいっておりまして、寝屋川市や、今日お越しの門真市のような大きな市とは抱いている問題というのは、また全然違う性質のものがあります。

　やはり取組みという部分では、これが取組みなのかどうなのかというのが別の話になってしまうかもしれないのですが、やはりこうしたケースであり、私どもは本当に同じような形がありますが、やはり転入されてこられた方の把握というのが非常に難しいなというのは感じているところです。

　元々私どものような田舎では、よくも悪くも地域のコミュニティというのは非常に強いです。特に私も実は千早赤阪村で生まれ育ったのですが、そこではやはり知的障がいをお持ちの方とか、私の地域にもいらっしゃいましたが、別にそのなかでは特別ということなく、本当に、皆、平等に生活しているのです。

　ですから、障がい者だから助けないといけないとか、何か特別なことをしてあげないといけないとか、そういうことは一切考えずに、本当にフラットに接して、特に地域の行事とかもきちんと参加していただいて、同じような役割をその方もこなしたりして。

　ただ、やはり一定配慮するのです。その配慮というのが、できないことは当然できない部分で、周りの方がカバーするのですが、それは何も意識せずにみんながやっているというのがあって。

　私もこの仕事に就いて、そこの長老にその話を一度聞いたことがあるのですが、「何でかな、何でこういうことができているのかな」ということを話しましたら、きょとんとした顔をされまして、「そんなん当たり前やないか、俺らは家族みたいなもんや、そんなん助け合うのは当たり前やろ」というようなお話でした。確かにそうなのだなというところ、そうしたところが意識せずにできている。

　そういう意味もありまして、千早赤阪村でもこの５年ぐらいの間でも、障がい者の方の虐待の通報というのは１件だけ警察から通報があったのですけれども。そちらの方も、実は、他市から転入されてこられた方ということで、一定把握が難しかった部分がありました。

　そこで、やはり地域のコミュニティをしっかり醸成される仕組みを、障がい施策とか限らず、自治体全体で取組んでいって、また、とにかく近道というのがあまりないような気がします。やはり手間と時間をかけるしかないのかなと。

　ある意味、今、私のところでも、情報が上がってくるので、そうした気になる事例とかがあるのであれば、やはり地域の民生委員であったり、自治会の方であったり、役員であったりとか、とにかくコミュニケーションを密に取って、「何かおかしなことがあったら、困ったことがあったらすぐに連絡ください、すぐに私ども職員が行きますので」ということで、そこの地域の方々と信頼関係、行政との信頼関係もしっかり取っていく。そういう本当に地道な取組みと言いますか、効果的な取組みというのはなかなか難しいと思うのですが、そうしたところを、アウトリーチの部分も手を抜かずにしっかりやるというところを意識してやるようにはしています。

　なかなか人員も、職員も限りがありますので、その分でなかなかしんどいところはあるのですが、とにかく少しでも網の目を小さくしていくという、セーフティネットの網目も小さくしていくというようなことを考えながら取組んでいるところです。とりとめないお話になり申し訳ございません。以上です。

○部会長　ありがとうございました。それでは、ちょっと時間の関係もあるのですが、この後、いったん休憩を挟みまして、それぞれのお立場で情報交換をとっていきたいので、そのなかで、また何か寝屋川市の件であれば、また発言いただければと思うのですけれども。

　せっかくですので、今のお話のなかで、弁護士のお立場で何かアドバイスできるとかいうことがあれば、ぜひお願いしたいと思います。

○委員　ありがとうございます。弁護士だから助言ができるという、法的な問題という感じでもないのですが、今の千早赤阪村のお話を聞いていて思ったところは、やはり地域のコミュニティがきちんとできているかどうかという意味で言えば、これだけ個人の生活のほうが主になってきて、地域でつながる自治会や町内会とか、民生委員とか、そうした方々とのつながりというのは少なくなっているなかで、なかなかＳＯＳをキャッチするというのが難しい状況が生まれていると思うのです。

　それで、「キャッチ！SOS」という仕組みをつくられて、これはとても効果的だとは思いますが、このＳＯＳが、小さいものから大きいものまでどれぐらい密に入ってくるか。ということを考えますと、やはりごみが片付けられていないとか、洗濯物がずっと干されているとか、そういう意味では小さいところから発見できるのかもしれません。そういう小さいものを発見しようと思うと、やはり地域に根ざさないといけないのではないかと思います。

　そういう意味では、小さいコミュニティで、いろいろな関係機関がきちんと情報交換ができて、「あそこのおうち、こんなみたいやけど、どうしよう」というような協議ができるような仕組みがいいのではないかとは思っています。

　そういう意味では、地域生活支援調整会議という仕組みも、私はいいと思うのです。関係機関がきちんと寄ってお話をするということは大事だと思うのですが、それはあまり大きなエリアで全体的にやるのではなくて、それこそ小さいエリアでやって、それをまた大きいところで何か統合して課題を考えるみたいな仕組みが有効なのではないかというようにも思うところなのです。

　なので、寝屋川市に質問するのもあまりあれなので、なかなか聞けなかったのですが、地域生活支援調整会議がどのような形で行われているのかとか、ここにどんなテーマが上がってくるのかとか、そんなこともお尋ねすると、もっといろいろな皆さん方からのご意見も、私からもあるかもしれませんが、先ほどのご報告のお話で言えば、今、申し上げたようなことを思います。

　それで、虐待だけではなくて、独り暮らしで孤独死する人はたくさんいらっしゃるのですが、そういう方についても、もちろん対象として。なので、虐待に限らず、何か支援が必要だけれども支援につながっていない方で、何らかの危機的な状況に陥っている方を、早期に発見するためにどんな仕組みを整えたらいいのかということについては、決して寝屋川市だけの問題ではありませんので、それはたぶん全国的に検討されなければいけないことだと思います。

　先ほど申し上げたような、結局、関係機関はどのような形で寄ってお話ができるのかという、そのもとになるものをどれぐらいきちんと拾い上げていくかという意味で言えば、小さい範囲のなかで、いろいろな情報を民生委員なりに求めて得ていくのかいいと思っております。何か繰り返しばかりお話しましたが、以上です。

○部会長　ありがとうございました。それでは、ここで５分ほど換気を兼ねて休憩をしたいと思います。その後、先ほど言いましたように、それぞれのお立場で情報交換をしていきたいと思います。今回、ご発言をされていなかった方も、寝屋川市の事例も考えて、それぞれのお立場で、またご発言いただくことがあろうかと思いますので、その辺を２分から３分以内でご発言いただきたいと思いますので、ちょっと考えておいていただければありがたいと思います。では、５分換気で休憩しましょうか。

（休憩）

○部会長　それでは、皆さんお戻りのようですので、続きまして、「議題（２）各関係機関の取組み状況等について」に移りたいと思います。

　何度も申し上げていますように、この委員会は関係機関等の連携の場でございますので、それぞれの関係機関の代表として就任いただいていますので、それぞれのお立場で障がい者虐待防止の取組み状況等についてご発言いただければと思います。

　先ほど申しましたように、先ほどの寝屋川市の取組みに関連して、またそれぞれのお立場で何かご意見等があれば、それも合わせてご発言いただければと思います。時間の関係で、２～３分にてよろしくお願いいたします。では、委員から時計回りでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　令和４年度から、事業所には、虐待防止委員会と虐待防止の責任者を設置することが義務化されるということになっています。

　私は、平成２４年１０月に障害者虐待防止法ができたときに、そのときの説明では、虐待防止委員会を設置して責任者を置きなさいというのは既に勉強しました。だから、それは設置されているものばかりと思っていたのですけれども。

　先日、大阪知的障害者福祉協会の入所施設の施設長さんにアンケートを採ったところ、まだ設置していない入所施設もあることはあったのです。それで、設置はしているのだけれども、機能していないというところもかなりの数が上がっていました。

　知的障害者福祉協会というのは、だいたい社会福祉法人系なのですが、これをもう少し拡げて、小さい事業所、株式会社やＮＰＯ法人が運営されているところを調査してみたら、おそらくもっと設置していない数字は高く出ると思うのです。これを、やはり大阪府は、各市町村のほうにご指導していかれると思うのですけれども。

　私としたら、虐待防止委員会が機能するにはとても時間がかかると思うし、管理者とスタッフ職員が虐待の芽に気付くという、その辺のレベルまで、高いレベルに持っていくにはすごく時間がかかると思うのです。

　だから、小さい法人には、委員会というとたいそうなことを意識してしまいますから、小さい事業所には、仕事の終わり時にでも、「今日はこういう不適切なことはなかったか」というようなことを、ミーティングでもいいのですが、そこで話し合うような機会をしっかり設けて、それをきちんと記録に残して情報共有ができるような、そういうことでいいというような指導を広域福祉とかそういうところでしてほしいと思っていて、今日はそれを皆さんに伝えないといけないと思って、それだけを考えてきました。

○委員　すみません。私は、先ほど長々としゃべらせていただきましたので、取組みも先ほどお話しさせていただいた部分と一定重複するかと思いますので、先ほどの発言に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員　大阪府社会福祉協議会です。お話のなかで、この虐待のケースが典型的な例なのだろうと思うのですが、地域のなかで、特になかなか目に触れない隠れたところにいろいろな事案がある。それをどのように発見して、専門職の人までつながるのかというのはすごく課題なのだろうと思っています。このなかでも民生委員のお話とか、期待されているところが出ていましたけれども。

　だから、これは、地域の人がおかしいなと思うかどうかがまず大事で、思っても言う機会がなかったら、モヤモヤしながら日々を過ごすということにもなりますので、ちょっとおかしいのではないかと思って、誰かに伝えるみたいなところで。

　今、我々社協のなかで取組んでいますのは、今日、地域貢献委員会のお話がでていましたが、各市町村ごとに市町村社協が事務局になって、市内の福祉施設で地域貢献をするみたいなところがありまして、そのなかの取組みの一例として、いくつかの市町村で、いわゆる個別ケースについて、地区の福祉委員会とか民生委員さんとかと福祉施設の方々がタッグを組んでいろいろやっていくみたいなところがありますので、そのなかで今みたいなケースが、地域の方がおかしいなと思って、このケースについて協議していこうみたいな取組みにつながれば少しは減っていくのかと思いましたので、我々も、そういうところで各市町村に呼び掛けていきたいと思いますし、寝屋川市でもそういう取組みが、寝屋川市にも地域貢献委員会がございますので、そこのテーマとしてもなればいいなと思いながら聞いておりました。以上です。

○委員　門真市ですが、門真市については、令和元年度が虐待の相談件数というのが３１件ありまして、そのうち虐待認定したのが８件です。その８件のうち５件が、施設の従事者の方からの虐待があったということで、８件中５件が施設だったというところです。

　それを受けまして、うちの地域定着部会のなかで、「グループホーム連絡会」という、グループホームの事業所に集まっていただいている連絡会がありまして、そのなかで、その連絡会を主催として、グループホームの世話人を対象とした虐待防止の研修というのを実施していました。

　そのなかで、講師として、門真市の基幹相談センターの職員を派遣して、連絡会での虐待防止の講師をしたという形をとりまして、そのなかで、やはり参加された方が３４人程度いらっしゃったのですが、やはりおっしゃっているのは、こうした地元というか、地域での研修はやはり必要だと感じているということと、大阪府とかでも研修をやっていただいているのですが、なかなか仕事があったりとかして遠くまで行くのがネックになっているというような意見もありましたので、各自治体で、できる研修というのはこれからも続けていく必要があるのかと考えております。以上です。

○委員　府警本部です。私どもの人身安全対策室というのは、ストーカー事案とかＤＶ事案、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、行方不明事案と、要は、人身を脅かす事案、それに対応するためにできた所属で、２４時間体制で警察署で認知した事案について、速報を受けてその都度的確な判断ができるようにということで指導しております。

　府警において、障がい者虐待事案の対応状況についてまずお話しさせていただきます。件数は年々増加傾向を示しております。令和元年が１，１２０件だったのですが、令和２年度の件数は２０％増加して１，３５１件と増加しております。

　また、被害者と加害者の関係につきまして、要は、内縁関係を含む夫婦の関係の割合が全体の５８％と半数以上を占めているということで、ＤＶ事案としても合わせて対応している件数が多いのかという現状です。

　府警は、こうした虐待事案の多くは１１０番とか、そのような通報に基づいたものが多くて、現場において危険性や切迫性を的確に判断して、行為者に対しては指導・警告を与えたり、また、被害者の避難の措置とか事件化、そういうので安全確保第一に対応しているところです。

　また、取り扱った事案全てにおいて、少しでも障がい者虐待と思われる事案というのは、法に基づいて市町村への通報を行っております。被害者保護の観点から、被害者が障がい者の方に該当するかどうか現場で判断できないケース、また、加害者が養護者等に該当するか判明しないケースというか、そのようなケースも幅広にやるというところで、これは、全国警察同じ基準でそういうのが示されておりますので、幅広く通報させていただいております。

　それで、警察からの通報は、対応していただく大阪府の方とか大阪市の方とか、「警察が何でこんな事案を言ってくるんだ、いい加減そちらで判断できないのか」というところも、もしかしたらあるかも知れないのですが、それは我々が判断できる立場でもありませんし、本当に寝屋川市の話にもありましたが、取りこぼしというのが警察にとっては１番駄目だというところですので、認知した事案全てにおいて通報させていただくという取組みをしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。よろしくお願いします。

○委員　先ほど寝屋川市からもお話がありましたが、弁護士会と社会福祉士会で協働して、「虐待対応専門職チーム」というものを立ち上げまして、契約をしている自治体に虐待対応専門職チームを派遣して、事例についての助言をすることを中心に、虐待に関しての事業をしております。それで、今年度ですが、コロナウイルス感染拡大の関係がありまして、実際に派遣をしている数は例年と比べて高齢者も障がい者も減少しております。それがコロナの関係なのかどうかということについての検証はまだしておりませんが、何らかの関係があるのではないかとは思っております。

　ただ、先ほどにもお話がありましたが、リモートワークなども増えて、なおかつ、失業者が増えるというような現状のなかで、おうちで生活をするという、家のなかで何人かの家族の方が生活をするということが、これまでよりも多くなっているということを考えると、虐待の件数が、通報件数も含め虐待と判断される件数も多くなっているのではないかと思うところなのですが、実際に私どものほうに相談のあるものは少なくなっているものですから、実際どの程度虐待が増えているのかというところもわからないなかで、統計は取られているとは思いますが、その統計を踏まえたうえでまた検討しなければいけない点があるのではないかと思っております。

　そして、高齢者もそうですが、保護をするときに緊急施設とか緊急一時保護先に保護をしたりしますが、その保護先も三密を避けるという必要がある関係もありまして、保護先が見つからないということが、コロナウイルス感染拡大のなかで起きたのではないかということも危惧をしております。そういう点も、一定コロナが収束した段階で検証されなければいけないのではないかと思っております。その点は、弁護士会としても、各自治体、大阪府も含め、ぜひ検証の機会に立ち会わせていただけたらと思っております。

　あと、先ほど孤立死の話などもしましたが、弁護士会では、地域で高齢者とか障がい者の方の支援をしている地域包括支援センターとか、障がい者相談支援事業所の職員の方に対する助言の事業もしております。そのなかでは、虐待のそこでは関わりませんが、孤立して誰の支援も受けられなくて生活に困っていると、例えば、家を出ていかなければいけないとなっているがどうしたらいいかというような相談も含めて事業展開をしております。

　そういうなかで、虐待だけではなくて、支援につながらなくてお困りの方について、これからも手を差し伸べていけるような事業をしていきたいと思っております。以上です。

○委員　大阪府身体障害者福祉協会です。当協会としては、虐待防止等に直接取組んでおりません。各市町村の団体の集まりですので、そういう案件は各市町村が対応して、市の自分のところの窓口と話をしていただいております。

　私個人的に気になったのが、やはり千早赤阪村と寝屋川市の話を聞いていて、千早赤阪村のところは５，０００人ぐらいとおっしゃっていたので、住民が５，０００人ということは、ひょっとしたら、寝屋川市の一つの町がだいたいそのぐらい以上あるところがたくさんあるかと思ったので、寝屋川市のように大きなところは、他所からいろいろ人が、先ほども言っていたように移動してきているわけです。隣は何をしているのかわからないというのがほとんどかと思います。

　昔のように、隣組がみんな仲良くやっていて、「醤油がないから貸して、お米がないから貸して」なんて言えるような時代ではなくなってきました。今、隣の家に声を掛ける、話し掛けるというと、とにかくプライバシーの問題で、「うちには入らないで」という感じが多いのです。

　僕が障がい者になって、しばらくしてから町の役員をしたときには、町のなかでやはり精神障がい、身体障がい、いろいろな方がいたのですが、５０年ほど前のことですので家から出さないのです。今であればとんでもない話ですが、そういう時代を見てきていて、今は障がいのある方でも、本当に、皆、表に堂々と出ておられるのを見ていると、本当にいい時代になったと思っています。

　やはり隣組のようなコミュニケーションをとれるようなところであれば、おそらく虐待はすぐ見抜けると思うのです。子どもさんが泣いていたら虐待しているのではないかとか、逆に、「おじいちゃんこの頃見ないな、おばあちゃん見ないな」というと、家に閉じこもっていてどこか体が悪いのではないかと聞きにも行けるのですが、今の時代はちょっと難しいかと、これは私個人的な意見です。

　先ほど言ったように、当協会としては直接取組んでいないのですが、たまに事務所のほうに、相談業務もありますので電話がかかってくることがあります。虐待の話で電話がかかってきたときには、会としては、事務所としては直接対応できませんので、適切な場所を電話で調べて、「ここへ相談しなさい」とかという案内をしております。これが簡単な意見なのですが、すみません。

○委員　大阪社会福祉士会です。会としましては、２０１０年から、大阪府及び大阪府下の自治体から、障がい者虐待防止に係る専門事業を、大阪弁護士会と連携しながら必要に応じて専門相談のスーパーバイザーを派遣しています。今、締結されている自治体は、大阪府を含め１０市町村になっております。

　これから後は、うちの施設での話になるのですが、実際コロナ禍のなかで、家族さんに陽性反応が出たということで、うちの利用している方と、お母さんもうちのパートをされていて、二人が濃厚接触者でしばらく仕事に来られなかった、２週間来られなかった。出てきたときに、本当にお母さんが言っておられたのは、「もうちょっと長かったら、ストレスで、私、叩いていたかもしれへんわ」と言っておられたのです。そのお母さんは優しい方で、本当に虐待するとか、叩くような方ではないのですが、「やっぱり２４時間ずっと一緒って、こんなにしんどいとは思えへんかった」と言っておられたのです。

　これは、やはりもう少し落ち着いたら、その辺も１回調査していく必要もあるのではないかと感じています。

　というのも、うちのグループホームの利用者が、土曜日に自宅に帰ったのです。そのときに家族から、「胸のここにあざがある、何か知りませんか」という連絡があったのです。それで、職員に確認したら、職員は木曜日の晩にあざがあるのは確認していたのです。けれど、何かぶつかったのかと思って報告書にも書いていないのです。

　これってどうなんだろう。恥ずかしい話なのですが、むちゃくちゃ質が低いという話を職員にした。代弁者としての役割も僕らはあって、「何でだろう、もしかしたら」と気付いていけないと、本当に権利擁護はできないという話を、職員とこんこんとしてきたのです。

　きっと、「虐待って何なのだろうか」ということそのものを、あまり意識していなかったり、「本当に小さいあざだから」ではなくて、「そこが何で起きたのか」というところに意識を持ってもらわないと、本当に虐待というのはなくなっていかないのではないかと。本当に誰かがそれを気付いて、おかしいのではないかと問題を上げてくれる、うちの事業所ではないかもしれないし、日中は別の法人の事業所に行っているので、そこかもわからないし。

　逆に、どこでじゃなくてもいいのです。ぶつかってでもいいのです。でも、そうしたことに対して発信するという、本当に虐待通報が増えていくということが、やはり虐待を防げることになるのかと、改めて感じました。以上です。

○委員　大阪手をつなぐ育成会です。大阪手をつなぐ育成会は、主に知的障がいの人の暮らしをよくするという活動で、今、法律も変わってからは、「３障がい」と言って取組みをしています。おおむね大きな括りとしては知的障がいの人の困りごとを、活動としては保護者、代弁をしないといけない、本人が困りごとを発信できませんので、保護者が情報をもらったり、また、市町村に帰って情報を発信していくようなことをしたりとか、暮らしを支えるために、大阪手をつなぐ育成会も事業も進めています。

　そのなかでは、権利擁護部会というのが、活動部会を発足しているときからやっておりまして、なので、障害者虐待防止法ができたときからも毎年研修項目には挙がっています。

　どうしても大阪府でなおかつ養護者虐待が多いというところで、いつも「養護者って私たちですよね」ということになって話し合いが始まります。どうしてかということで、いつもそこの話し合いでは、「２つやっぱりあるよね」ということで、事件にならないとなかなか動いてくれない行政というのが、親の私たちの立場からはやはりそのように見えていて、コロナになったときに、事業所が休所の協力を求めて、「密になるので、もし、お母さんも週に何回か休んでいただけたら」というようなのを求められたときに、本当にしんどい強度行動障がいの子と、週のうちの半分以上家に２人でこもらないといけない、緊急事態だったら外にもあまり行けないじゃないですか。そんなところで、「ほんとに、私、首、絞めるかもしれないわ」と言う親の方の声がたくさんあって、「そこまでして協力しなくていい、出したらいいんじゃないの」ということで、事業所に話をして、「協力できないという答えもありですか」ということで、しんどいお母さんたちには、「どんどん事業所を使いましょう」という話をしました。

　それで、今、思っているのは２つ、虐待防止、防止なのにも関わらず、なかなか防止のところに置いていただけてなくて、本当に今は望まれない子どもが生まれたり、離婚をされて違う方と結婚してしまって性虐待を受けてしまったりとか、また、お母さんが若くして産んでしまって、ゲームなんかをやってしまって、子どもが起きてもご飯を食べさせてくれないネグレクトの家庭とか、本当にたくさん近くにいらっしゃいます。

　そこの芽を、行政であったり、学校であったり、保育所であったり、「ご飯を食べてないみたいですけれど」と言っても、調整会議を１回だけは開いてくださいますが、じゃあ、そこで誰がどういうふうに支援をしたりとか、どのような連携をしてこの人たちの家庭を見守っていくのかというところの答えが１つももらえないのです。

　だから、ただ、「危ない家庭がありましたよ」と、「はい。そうですか」と言ってくださるのですが、その後、「ほらほら、危ない、危ない、危ない」と言うまま過ごして、危ないままの家庭がたくさん存在している。それで、大きな事件になってから、「あららら」と言って、どうしてできたのだろうかと言ったときに、「あのとき言ってましたよね」みたいな気持ちで、私たちは話をいつもしているのです。

　そして、もう１つは、障がいがあるから、やはり定型発達の人より育てにくい。「ちょっと待ってて」というような留守番もできない。それで、しっかりした子のサービスというのは、契約がいったりとか、約束事がいるじゃないですか。そうしたら、突然この３０分だけ見てくれる人はいないか、地域の希薄さでしんどくなっているのですが、その３０分のお手伝いという、その狭間のサービスがないので、非常に私たち親は、「しんどいな」と言いながら、何とかしないといけなくて頑張って育てているというような話で、いつも雑談で話し合って、話をして、それで元気になって帰っているという活動をしています。

　それで、そこに来られる人はまだいいのですが、その会合に出てこられない、また、情報も届かない家庭はまだまだたくさんあるので、危ない家庭がたくさんあるということを皆さんに知っていただいて、この芽が出ているときに、その芽の手立てをどのように、寝屋川市の「キャッチ！SOS」だったら、どのようにスケジュールを組んでくださったりとか、たった１回の会議ではなくて、何か取り上げてくださるのかということをお聞きできたら嬉しいなと思って、先ほど聞いておりました。以上です。

○委員　大阪労働局です。私のほうでは、使用者による障がい者虐待というところの担当をしている部署です。ですので、皆さんのお話の内容を聞くと、やはり重たいお話が中心なのかと思うのですが、だからといって、こちらが軽いというわけではないのですけれども。

　主には経済的虐待と言いまして、障がい者だから最低賃金を割ってもいいだろうというところがほとんどです。それと、心理的虐待ということで、使用者から暴言を吐かれるであるとか、そうした相談がほとんどを占めているところです。

　それで、最近の傾向を１年間見ておりまして３つほどお伝えしたいのですが、寝屋川市のほうは、意外と件数は増えていないというお話だったのですが、これは速報値なので正確な数値は言えないのですが、大阪労働局の場合は、だいたい１４０件を超えてくるかと思っております。微増です。ここ３年ぐらい見ていますと１３０件内外でいっているのですが、コロナということで、実は、こちらは、コロナの特別総合相談の主担でもありますので、本当に前半はずっとコロナ相談ばかりでやっていました。ですので、４～６月ぐらいまでは、ほとんど障がい者虐待の相談が入ってこなかったのです。このままいくと少ないかと思ったのですが、秋ぐらいから増えてきております。

　その傾向の１つ目なのですが、先ほど言いました、「減額特例」と言って、最低賃金を、例えば、労働能率が７割だから賃金は８割でいいとか、労働能率が５割だから最低賃金の７割でいいというようなことを労働局長で決めていくのですが、もちろん実地調査をして。それは３年間とか最大有効期限があるのですが、それを事業主が守っていないと、最初に出したときだけは書類をきれいに整えて、賃金台帳も整えて、「確かにやっていますね」と、それで３年後また来て見たら、「このとおりやっていないよ」ということで、遡及的に通報があるというのがほとんどです。当然過去にさかのぼって全て払わせるというような仕事をしているのですが、そうした経済的虐待のうちでも、守っていないというのが増えてきたように思いますし、今、コロナの影響もあり、今後経済的虐待が増えていくのではなかろうかと思っています。

　２点目なのですが、これは今年度を見ていてですが、私は昨年から見ているのですが、大阪府、市町村、ハローワーク、労働基準監督署の混合事案というか、連携しないと対応できないケースがどうも増えてきていると思っております。先ほど言いました経済的虐待は労働基準監督署単独でできるのですが、そのなかに暴言もあったりとか、あるいは大阪府でも対応しないといけないケース、あるいは市町村からと私は直接やりとりしたケースも結構ありましたので、そうしたものが今年度はすごく多かったという印象を受けております。

　最後３点目なのですが、これは法改正の関係がありまして、パワハラに係る法律、私どももこれを持っているのですが、いわゆる「労働施策総合推進法」と言って、中小企業は令和４年からなのですが、大企業は昨年（令和２年）６月から、「パワハラ防止法」ができましたので、それは当然健常者だけではなくて、障がい者の方についても当然同じ法律は適用になりますから、その法律を見てハラスメントを受けているということで相談があって、「じゃ、その体制はどういうふうになっているんだ」ということで調査に入るのですが、そうしたのは最初は全然なかったのですが、これも秋ぐらいから非常に増えてきておりまして、まだ捌けていないという実状です。

　ですので、令和３年度も、まずこの前年度のを捌いていって、またこれからも増えてくるのではなかろうかと思っております。以上です。ありがとうございました。

○委員　大阪府精神障害者家族会連合会（大家連）です。寝屋川事件に限らず、いろいろ事件が起こるたびに、私たち精神障がい者の家族は自分のことのように胸が苦しいです。大家連の現在の副会長も、寝屋川事件の裁判を傍聴して、それについて私たちも勉強させていただいております。

　身体障がい・知的障がいの方は、「おぎゃー」と生まれたときから隠せませんので、早くに親のほうも腹をくくりスタートします。

　精神障がいは、１８歳思春期に脳細胞が再構築され不具合が起こります。１００人に１人発症という形なのですが、外からなかなか本人の生きづらさが目に見えないため、黙っていれば、引きこもっていればわからないので、家族も含め隠す生き方をしてしまいます。それで、医療や社会資源や支援につながるのが遅れる原因と考えます。家族の意識や、サポートされる周りの意識をしっかりしていき、連携を取ることがＳＯＳをキャッチすることにつながると思います。

　それに報道にも誤りが多く、「精神障がい者＝犯罪者」といった誤ったことが報道され、なかなかオープンにすることができない状況であります。

　うちの大家連も４１家族会が入会しております。各家族会に、「いろいろ虐待等の事案を上げてください」と言っておりますが、家族も当事者も高齢になってきて、なかなかそういう事案を大家連に進言するということができなくなっている状況です。

　大家連といたしましては、大阪府議会議長宛てに、精神保健医療福祉の改善を求める意見書について、陳情書等を提出する段取りにしております。大阪府では、皆さんご存じの大和川病院事件に始まり、一昨年には神戸市の神出病院における患者虐待事件、昨年１２月には京都府の洛南病院における看護師の患者虐待事件が発覚しております。

　大家連としましても、そのように陳情書を提出して求めていきたいと思っております。

○部会長　ありがとうございました。時間の関係で、出てきたご発言でやりとりができればよかったのですが、今回はコロナの関係でできなくて、一方的にしゃべって聞いていただいているようなことで、申し訳ございません。

　ぜひ事務局も、いただいた意見を整理していただいて、また寝屋川市にこの辺を聞きたいという意見もありましたので、何か整理できるものがあって、また我々に発信できるものがあれば、ぜひ発信、また返していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　また、今回は本当に大変な中、取組みについて情報提供いただきました寝屋川市、どうもありがとうございました。

　こうした具体的な事案をもとにやりとりが深まっていくと、具体的な虐待防止につながっていくのではないかと思います。また、今後とも委員の皆さまにおかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

　それでは、本日の議題については全て終了しましたので、事務局のほうに議事をお返しいたします。

○事務局　委員の皆さまには、長時間にわたり熱心なご議論と貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。これをもちまして、「令和２年度大阪府障がい者自立支援協議会　障がい者虐待防止推進部会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。